解散公告

当社は、平成二十五年九月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

香川県丸亀市港町三〇七番地

株式会社丸亀魚市場

代表清算人　中野　勝

解散公告

当社は、平成二十五年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

北九州市八幡西区茶売町九番四号

有限会社新栄工務所

清算人　松村　直敏

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼三六番地三

東熊本ソーラー発電株式会社

代表清算人　田中　敬介

解散公告

当社は、平成二十五年九月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

沖縄県中頭郡北谷町字吉原七二六番地一

株式会社Ｇｒａｎｄｅ

代表清算人　島袋　繁

解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

東京都千代田区神田駿河台二丁目一一番地の三

財団法人アテネ・フランセ

代表清算人　松本のゑみ

解散公告（第一回）

当公社は、平成二十五年九月三十日福井県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

福井県越前市府中一丁目一三番七号

越前市土地開発公社

清算人　山内　和芳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年五月九日開催の通常総会において解散の決議を行い、同年九月二十日付で主務官庁の許可を得、同日解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

静岡県掛川市葵町一五番一号

社団法人静岡県立掛川工業高等学校後援会

代表清算人　猪股　延晃

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十五年十月三日豊中市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

大阪府豊中市新千里東町三丁目六番一〇六号

東丘住宅マンション建替組合

代表清算人　河村　英紀

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年十月一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

島根県隠岐郡隠岐の島町西町大城ノ三・一六番地二

財団法人西郷老人会館

代表清算人　小笹　計

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年二月十四日開催の責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

福岡県柳川市新船津町二七番地

宗教法人玉泉寺

清算人　谷川　和美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年八月六日開催の社員総会の決議並びに秋田県知事の認可により、平成二十五年十月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

秋田県秋田市新屋扇町八四番二八号

医療法人輝陽会

清算人　稲葉　武

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年九月三十日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

栃木県下都賀郡岩舟町大字下津原一五五番地一九

社団法人岩舟町シルバー人材センター

代表清算人　大島　治

解散公告（第二回）

当法人は、寄附行為に定める存続期間の満了により平成二十五年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

長野県佐久市塚原八〇一番地　佐久市塚原歯科診療所内

財団法人中佐都育英会

代表清算人　荻原　拓次

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月三十日開催の定時総会の決議並びに福島県知事の認可により平成二十五年九月二十四日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

福島県会津若松市古川町一〇番八号

医療法人鏡渕外科胃腸科

代表清算人　鏡渕　學

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年八月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

京都府京都市左京区黒谷町三三番地

財団法人大本山黒谷護持財団

代表清算人　芳井　秀教

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年九月二十一日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年十月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年十月二十二日

島根県松江市東津田町一一三番地一三

社団法人松江市東津田共栄会

代表清算人　蔭山　徳行

配当公告

東京都千代田区神田錦町三丁目一五番地ＮＴＦ竹橋ビル四階

破産者　株式会社信和総合リース

右の者に対する東京地方裁判所平成二十年（フ）第二〇九三九号破産事件の第二回中間配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に参加することができる債権の総額

金一九、一六二、七三五、二八六円

一、配当することができる金額

金九五八、一三六、七四五円

平成二十五年十月二十二日

東京都千代田区日比谷公園一番三号市政会館四〇三号

破産管財人　永島　正春